

北上市訓令第5号

市長部局

北上市市長部局代決専決規程及び北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

北上市長 八重樫 浩文

北上市市長部局代決専決規程及び北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部を改正する訓令

(北上市市長部局代決専決規程の一部改正)

第1条 北上市市長部局代決専決規程（平成3年北上市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第9条関係）			別表第1（第9条関係）		
1 各部課等に共通する事務に係る専決事項			1 各部課等に共通する事務に係る専決事項		
(1)・(2) [略]			(1)・(2) [略]		
(3) 財務に関する事項			(3) 財務に関する事項		
事務の種類	専決事項	決裁権者			決裁権者
		副市長	部長	課長	
[略]					
物品管理	[略]	[略]			○
		指定納付	指定納付受託者		

--	--	--

<u>受託者及び指定公金事務取扱者</u>	<u>及び指定公金事務取扱者の指定及び指定の取消し</u>		
-----------------------	-------------------------------	--	--

2 [略]

3 財務部に属する事務に係る専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 市民税課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
その他	[略]			
	(2) 所得税、相続税、消費税並びに地方消費税及び事業税の資料調査及び申告指導		[略]	

(4) 資産税課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
その他	税務統計調査の		[略]	

2 [略]

3 財務部に属する事務に係る専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 市民税課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
その他	[略]			
	(2) 所得税及び消費税並びに地方消費税及び事業税の資料調査及び申告指導		[略]	

(4) 資産税課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
その他	(1) 税務統計調		[略]	

資料収集	
------	--

(5) [略]

4 まちづくり部に属する事務に係る専決事項

(1)・(2) [略]

(3) スポーツ推進課

事務の種類	専決事項	決裁権者			
		副市長	部長	課長	
社会体育等	[略]				
	(2) <u>社会体育</u> 及び <u>レクリエーション</u> （以下「 <u>社会体育等</u> 」という。）の指導奨励	[略]			
	(3) <u>社会体育等</u> 資料の作成及び配布	[略]			
	[略]				
	(5) 関係団体等の行う <u>社会体育</u> 等のために	[略]			

査の資料収集	
(2) <u>相続税の資料調査</u>	○

(5) [略]

4 まちづくり部に属する事務に係る専決事項

(1)・(2) [略]

(3) スポーツ推進課

事務の種類	専決事項	決裁権者			
		副市長	部長	課長	
スポーツ等	[略]				
	(2) <u>スポーツ</u> 及び <u>レクリエーション</u> （以下「 <u>スポーツ等</u> 」という。）の指導奨励	[略]			
	(3) <u>スポーツ等</u> 資料の作成及び配布	[略]			
	[略]				
	(5) 関係団体等の行う <u>スポーツ</u> 等のために	[略]			

必要な設備、 器材及び資料 の提供	
[略]	

5 [略]

6 福祉部に属する事務に係る専決事項

(1) 国保年金課

事務の種 類	専決事項	決裁権者					
		副市長	部長	課長			
国保資格 等	[略]						
等	(2) <u>国保被保険 者証の交付</u>	[略]					
	[略]						
[略]							
後期高齢 者医療保 険資格等	[略]						
	(2) <u>被保険者証 の交付及び回 収</u>	[略]					
	[略]						
[略]							
(2)・(3) [略]							
(4) 長寿介護課							

事務の種	専決事項	決裁権者

必要な設備、 器材及び資料 の提供	
[略]	

5 [略]

6 福祉部に属する事務に係る専決事項

(1) 国保年金課

事務の種 類	専決事項	決裁権者					
		副市長	部長	課長			
国保資格 等	[略]						
等	(2) <u>資格確認書 等の交付</u>	[略]					
	[略]						
[略]							
後期高齢 者医療保 険資格等	[略]						
	(2) <u>資格確認書 等の交付及び 回収</u>	[略]					
	[略]						
[略]							
(2)・(3) [略]							
(4) 長寿介護課							

事務の種	専決事項	決裁権者

類	副市長	部長	課長
[略]			
成年後見等	<u>高齢者及び障害者</u> <u>の後見等開始の審判の請求</u>	[略]	
[略]			
介護保険給付等	(1)～(9) [略]	[略]	

類	副市長	部長	課長
[略]			
成年後見等	(1) <u>高齢者及び障害者</u> <u>の後見等開始の審判の請求</u>	[略]	
	(2) <u>権利養護支援</u> <u>に関する会議、講演会、研修会等の開催</u>		○
	(3) <u>市民後見人養成講座の開催</u>		○
[略]			
介護保険給付等	(1)～(9) [略]	[略]	
	(10) <u>介護保険法</u> <u>(平成9年法律第123号)</u> <u>に規定する事業者の指定</u>		○
	(11) <u>介護保険法</u> <u>に規定する事</u>		○

[略]		

7 健康こども部に属する事務に係る専決事項

(1) [略]

(2) 子育て支援課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長

[略]

児童手当等	[略]	
	(3) 特別児童扶養手当の認定 請求等関係書類の進達 <u>並びに</u> <u>通知書及び</u> <u>証書等の交付</u>	[略]

(3) こども家庭センター

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				

業者の指定の 変更等	(12) 介護保険法 に規定する事 業者の指導		
		○	
[略]			

7 健康こども部に属する事務に係る専決事項

(1) [略]

(2) 子育て支援課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長

[略]

児童手当等	[略]	
	(3) 特別児童扶養手当の認定 請求等関係書類の進達 <u>及び</u> <u>通知書等の交付</u>	[略]

(3) こども家庭センター

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				

養育医療	[略]		
妊娠・出産包括支援	(1) <u>妊婦のための支援給付の資格認定</u>		<input type="radio"/>
	(2) <u>伴走型相談支援の実施</u>		<input type="radio"/>
要保護児童対策	(1)～(4) [略]	[略]	
要保護児童対策	(5) <u>サポートプランの策定及び支援の実施</u>		<input type="radio"/>
	(6) <u>家庭支援事業の利用勧奨の決定</u>		<input type="radio"/>
	(7) <u>家庭支援事業の措置の決定</u>	<input type="radio"/>	
里親制度	[略]		
女性相談	(1) <u>困難な問題を抱える女性の相談支援の実施</u>		<input type="radio"/>
	(2) <u>困難な問題を抱える女性</u>	<input type="radio"/>	

こども療育センター	[略]
	[略]

8 [略]

9 商工部に属する事務に係る専決事項

(1) 商業観光課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
観光	[略]			
	(2) 観光関係団体との連絡調整	[略]		
	(3) リゾートに係る宣伝及び紹介			○
	(4) [略]	[略]		
物産	(1) 物産の普及			○

	の支援施設等への入所依頼				
こども療育センター	[略]				
	[略]				

8 [略]

9 商工部に属する事務に係る専決事項

(1) 商業観光課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
観光物産	[略]			
	(2) 観光及び物産関係団体との連絡調整	[略]		
	(3) [略]	[略]		
	(4) 物産の普及及び振興			○

<u>及び啓蒙</u>			
<u>(2) 物産の販路</u>			○
<u>拡大</u>			

<u>(3) 物産関係団</u>			○
<u>体との連絡調整</u>			
<u>整</u>			

(2)・(3) [略]

10 都市整備部に属する事務に係る専決事項

(1) [略]

(2) 都市計画課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
市街地開発の指導等	[略]	(2) 都市計画法 第53条の指定 に基づく都市 計画施設の区 域又は市街地 再開発事業施 行区域内にお ける建築行為 等の許可	[略]	

--	--	--	--	--

(2)・(3) [略]

10 都市整備部に属する事務に係る専決事項

(1) [略]

(2) 都市計画課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
市街地開発の指導等	[略]	(2) 都市計画法 第53条の規定 に基づく都市 計画施設の区 域又は市街地 再開発事業施 行区域内にお ける建築行為 等の許可	[略]	

	[略]		[略]	
[略]		[略]		
宅地分譲 に係る登 記	[略]	宅地分譲 に係る登 記	[略]	
		マンション管理適 正化	(1) <u>マンション</u> 管理計画の認 定 (2) <u>助言又は指</u> 導	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
(3) [略]		(3) [略]		
11 [略]		11 [略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正)

第2条 北上市長の権限に属する事務の補助執行規程（平成3年北上市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会教育部の職員等に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育委員会教育部及びその所管に属する教育機関の職員に 補助執行させる事務は、次のとおりとする</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく いじめの防止等のための対策に関すること。</p>	<p>(教育委員会教育部の職員等に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 教育委員会教育部及びその所管に属する教育機関の職員に 補助執行させる事務は、次のとおりとする</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく いじめの防止等のための対策 <u>（いじめ再調査委員会（北上</u></p>

		<p>市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年北上市条例第15号）に規定するいじめ再調査委員会をいう。）に関する事務を除く。）に関すること。</p>																												
<p>(6) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>別表（第4条関係）</p>		<p>(6) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>別表（第4条関係）</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>専決事項</th> <th>決裁権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育部長 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>不用品の処分</td><td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table>		事務の種類	専決事項	決裁権者			教育部長 課長	[略]			不用品の処分	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>専決事項</th> <th>決裁権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育部長 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>不用品の処分</td><td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>指定納付受託者及び指定公金事務取扱者</td><td colspan="2"> <p><u>指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定及び指定の取消し</u></p> </td></tr> </tbody> </table>		事務の種類	専決事項	決裁権者			教育部長 課長	[略]			不用品の処分	[略]		指定納付受託者及び指定公金事務取扱者	<p><u>指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定及び指定の取消し</u></p>	
事務の種類	専決事項	決裁権者																												
		教育部長 課長																												
[略]																														
不用品の処分	[略]																													
事務の種類	専決事項	決裁権者																												
		教育部長 課長																												
[略]																														
不用品の処分	[略]																													
指定納付受託者及び指定公金事務取扱者	<p><u>指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定及び指定の取消し</u></p>																													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																														

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。